

2026年6月19日

お客様各位

手形小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に基づき産業界・金融業界が連携して2027年3月末までの手形小切手の利用廃止を進めております。

金融業界では「2027年3月までに電子交換所における手形小切手の交換枚数をゼロにすること」を最終目的として掲げ、電子決済サービスへの移行を始めております。

こうした状況を踏まえ、当組合では、手形小切手の全面的な電子化に向けた取組として、以下の対応を始め、順次、対応策を公表して参ります。

■手形・小切手の振出期限

振出期限:2026年9月30日(水)

※必ず振出日のご記入をお願い致します。

※2026年10月1日(木)以降の小切手については、お客様自身が店頭窓口で払戻される現金支払い、振替、振込等で当組合利用の振出のみ暫定的に取り扱います。

※最終期限以降のお支払いについては、伝票による対応となります。

■他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金受付の終了

入金終了日:2026年9月30日(水)

※支払地が他行の手形・小切手について、振出金融機関によっては、最終振出期限を定めている場合があります。その場合、当組合で入金をして、振出金融機関で決済されない可能性があります。

■手形割引の受付終了

受付終了日:2026年9月30日(水)

※支払地が他行の手形について、振出金融機関によっては、最終振出期限を定めている場合があり、振出金融機関で決済されない可能性があります。

以上